

# 住宅の熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

美作市長殿

住所  
申告者  
(納税義務者) 氏名 印  
電話番号

地方税法附則第15条の9第9項又は第10項に規定する熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額について、美作市税条例附則第10条の3第8項の規定に基づき、下記添付書類とともに申告します。

改修住宅の 情況	家屋所在地	美作市		家屋番号		
	住宅種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> マンション (賃貸住宅は対象外)		構造	造	
	床面積	. m <sup>2</sup>	居住部分床面積	. m <sup>2</sup>		
	建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日		
改修工事の 内容及び費用	完了年月日	平成・令和 年 月 日				
	全体工事費	円	省エネ改修費 ※ <sup>2</sup> (50万円以上)	円		
	工事内容 (該当項目の□にレ印)	<input type="checkbox"/> 窓の断熱性を高める改修工事 ※必須				
		<input type="checkbox"/> 天井等の断熱性を高める改修工事				
<input type="checkbox"/> 壁の断熱性を高める改修工事						
<input type="checkbox"/> 床等の断熱性を高める改修工事						
工事完了後3ヶ月以内に申告 書を提出できなかった理由	※該当する場合のみ記入してください					
<b>添付書類</b> 1 納税義務者の住民票の写し 2 熱損失防止改修工事証明書 3 領収書(当該改修工事費の支払額がわかるもの)の写し						

※平成20年4月1日から令和4年3月31日までの間に省エネ改修が行われた住宅について、翌年度分の固定資産税額(120㎡相当分までに限る)が3分の1減額されます。